

27 意見

平成22年(2010年)2月5日 金曜日

林 勝美 65歳 熊本大法科
大学院教授
私は先月25日に福岡
県町会会长から依頼
を受け、「平成21年度
福岡県町村長セミナ
ー」の講師として「地
域主権と道州制の法的
問題点」を講義しまし
た。憲法上保障されて
いる町村の消滅につな
がる道州制は、これも
憲法上保障されている
都道府県を消滅させる
点とともに憲法上許さ
れないとの、私の見解

言っています。同様に、
姜尚中東大教授も顕著
真入りで日経新聞に
「宮崎県の東国原英夫
知事のような人が九州
の『州長』に」と、道
州制の積極的導入を主
張していますが、この

主張 提言

林 勝美 65歳 熊本大法科
大学院教授

道州制には 憲法上問題

を評価していただいた
からと考えています。

一方、蒲島県知事は

憲法論および住民自治

論の法的な検討をする
こともなく、「狂氣と
もううべき情熱をもつ
て州都を熊本に」と発

ような見解は厳しく批
判されなければなりません。

第一に、1千万人を

超える人口の道州は、
立法権・司法権を有す
るアメリカやドイツの
州の2倍近くになりま
すが、憲法上の地方公

市町村と同様に憲法上
保障されたものである
ことは私の著書から

も、また憲法制定経緯

を調査・研究すれば明
らかなことであります。
何を根拠に道州制
は憲法に違反しないと
主張するのですか。

第二に、これまで47

都道府県知事は誰一人
リコールで罷免されて
いません。これよりは

とにかく人口の多い道州
で住民の罷免権が及ば
ないことは明らかで

す。これは憲法に違反
します。これを踏まえた検討をさう

共団体と言えますか。
第三に、都道府県は

憲法論、住民自治論
を踏まえた検討をさう
に重ねるべきだと考え
ます。(熊本市)



朝刊
発行所
熊本日日新聞社
〒860-8506 熊本市世安町172
☎代表(096)361-3111
©熊本日日新聞社 2010